

パブリックコメントの意見の概要と市町の考え方について

1 実施概要

(1) 実施期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月16日（木）まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日、及び12月29日から翌年1月3日までを除く)

(2) 実施地区

足柄上地区1市5町
(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町)

(3) 意見書の提出方法

直接提出、郵送、ファックスまたは電子メール

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見数（意見提出者）

提出された意見数は、次のとおりです。

意見数（意見提出者）		81件（12人）
内 訳	南足柄市	15件（2人）
	中井町	1件（1人）
	大井町	22件（2人）
	松田町	22件（3人）
	山北町	20件（3人）
	開成町	1件（1人）

(2) 意見の内容

意見区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を反映したもの	2件
B	参考意見として承ったもの	43件
C	その他（質問など）	36件

3 パブリックコメントの意見と考え方について（足柄上地区 1市5町 全81件）

意見区分 A:意見を反映したもの B:参考意見として承ったもの C:その他(質問など)

No.	意見の概要	市町の考え方	区分
1	2-1～基本方針1に、「周辺住民の安全と安心を最優先し、安全性と信頼性が高いシステムを選定します。」とありますが、5町からごみ収集・運搬車が集まる事による周辺道路の渋滞や、周辺には細い道や急坂もあり、一般車への安全性への対応に関する記述がどこにも見られません。これらに対する対応策の記載が必要です。	<p>収集車両については、1市5町での収集経路は現状と変わりませんが、1市5町で収集した後は幹線道路を経由して新施設へ搬入したいと考えており、ご指摘された細い道や急坂は避けることを考えています。</p> <p>本計画では、周辺道路が渋滞しないように車両を敷地内に引き込む計画としており、場内での安全対策を行う方針としています。</p> <p>一般車への安全性については、幹線道路等におけるご指摘であると推察されますので、建設に向けて1市5町が連携し、注意していくこととしたいと考えております。</p>	B
2	4-2 ページ～現状では不燃ごみ、粗大ごみ(不燃性)、資源ごみについては、3 地区それぞれ民間委託や大井美化センター、中井美化センター、足柄西部環境センターで中間処理をしています。これらは新可燃ごみ処理施設が稼働しても同様なのでしょうか。	1市5町では、まず可燃ごみの広域処理に伴う施設整備の取り組みを進めており、今後不燃ごみ等の広域化の検討を進めることを考えております。	C
3	<p>4-5 ページ～最終処分は民間施設で資源化し、【全量資源化が困難な場合】民間施設で埋立処分となっていますが、4-2 ページの現状では、民間委託以外に南足柄市最終処分場、岩倉一般廃棄物最終処分場も利用しています。6-1 ページの焼却残さ処理では、バックアップが可能となる資源化事業者や最終処分事業者も視野に入れた計画としますとなっていますが、南足柄市最終処分場や岩倉一般廃棄物最終処分場は使わずに最終処分をするという事でしょうか?そうなるとそれらの最終処分場の取り扱いはどうなるのでしょうか。</p> <p>また、現在市民が南足柄市最終処分場に持つて行って処分している物については、どうなるのでしょうか。</p>	<p>南足柄市最終処分場及び岩倉一般廃棄物最終処分場については、現状の不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの処理を行った後の不燃残さ等を今後も継続して処分する方針としています。</p> <p>また、近年頻発している自然災害が発生した場合の仮置場としての利用も検討しております。</p> <p>焼却灰等については民間事業者において様々な資源化技術が導入されており、かつ資源化物の再利用の販路なども確保されていることから、こうしたルートを活用して資源化を進めたいと考えております。</p> <p>なお、資源化を委託する民間事業者において施設点検等で搬入ができない場合もあると考えられることから、バックアップ体制として最終処分事業者も記載しています。</p>	B

4	<p>4-8 ページ～各地震が発生した際の災害廃棄物は、稼働日数を 30 日延長により対応し、神奈川西部地震でも 3 年もかかる想定になっていますが、その間災害廃棄物はどこに保管されるのでしょうか。</p> <p>また、280 日から 310 日の 30 日の延長を、更に延長する事は不可能なのでしょうか。</p>	<p>災害発生時の廃棄物については、各市町で設ける仮置場や最終処分場などを活用することを計画しています。</p> <p>有事においては、施設のメンテナンス等に支障がない範囲で、将来的に選定する運営事業者と協議の上、稼働日の延長を行います。</p>	B
5	<p>7-10 ページ～熱の利用先が乏しく、地元住民の意見を聞くのは勿論ですが、農林業への利用や事業者、企業の利用・誘致等、広く検討する必要があり、その旨の記載が必要です。</p> <p>また、外部に利用してもらうには、熱の安定供給が求められ、施設が稼働していない時の熱の供給についても検討する必要があります。</p>	<p>熱利用に関しては、本計画では最大限の発電を行い、場内利用はもとより売電を行う方針としており、施設の維持管理費の縮減を行います。</p> <p>その他の熱利用については、地元の皆様や頂いた本ご意見等を参考にしてまいります。</p>	B
6	<p>8-14 ページ～回収した CaCl₂、CaSO₃ 等の処理、再利用はどうするのでしょうか。</p>	<p>ご質問の反応物は、排ガス処理設備の一つであるバグフィルタ（ろ過式集じん器）で飛灰として回収します。回収した飛灰は民間の資源化業者にて、土木資材等へ再生利用する計画としております。</p> <p>ただし、民間の資源化業者で資源化ができない場合は、環境大臣が指定する飛灰の処理方法（セメント固化、薬剤処理）などの設備を新可燃ごみ処理施設において整備するため、本設備で適正な処理を行い、埋立処分が可能となる施設計画としております。</p>	B
7	<p>8-18 ページ～「水銀は、集じん過程での温度域 (200°C 程度) においては、主にガス相として存在する」と記載がありますが、水銀の沸点は 357°C、HgCl₂ の沸点は 302°C であり、沸点以下で気体にはなりませんので、この記述は間違っています。そうなると、ろ過式集じん器が水銀除去には有効とならなくなります。ろ過式集じん器は、気体（ガス）は通り抜けるため集じんは出来ず、微粒子を集めする機器になります。水銀の融点は -39°C、HgCl₂ の融点は 277°C なので、集じん過程での温度域 (200°C 程度) では、水銀は液体の微粒子として、HgCl₂ は固体の微粒子として集じん器に捉えられるのではないでしょうか。従って「ガス相として存在する」のではなく、「ガス相に（微粒子として）存在する」事になり</p>	<p>水銀の記載については、飛灰上に付着した状態として存在する水銀を、活性炭または活性コークスなどの多孔性物質に吸着させ、バグフィルタ（ろ過式集じん器）のろ布で飛灰として回収することを想定しております。</p> <p>そのため、ご指摘事項を踏まえ、「飛灰上に付着して排ガス中に存在するため、飛灰に付着した水銀を直接ろ過式集じん器のろ布で回収することや、活性炭・活性コークスなどの多孔性物質を吹込み、ろ過式集じん器のろ布で飛灰とあわせて除去することも有効となります。」との内容に修正します。</p>	A

	ます。		
8	9-8 ページ～「機械電気諸室は各設備の適切な場所に設ける計画としますが、浸水対策として電気設備は2階以上のフロアに配置する計画とします。」とありますが、非常用発電機も浸水対策として2階以上のフロアへの配置が必要で、その旨の記載が必要です。	非常用発電機は2階以上への設置を考慮しております。明示しておりませんでしたので、追記します。	A
9	13-1～現在のごみ処理施設が解体され、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの、令和8年度から令和11年度の南足柄市の可燃ごみの受入れは、大井美化センター・足柄西部環境センターでキャパシティや運営上受入れ可能で調整は付いているのでしょうか。 また、大井美化センター・足柄西部環境センターに支払う金額はいくらになり、現可燃ごみ処理施設を稼働する費用と比較して何%増しもしくは減になるのでしょうか。	ご質問頂いた件につきましては、現在、関係施設等と調整を行っております。	C
10	14-3 ページ～「同整備事業年度を想定した概算事業費の徴取を行った結果、見積額は約146～192億円（税抜）と回答されました。」とありますが、この費用負担は1市5町でどのような割合で負担をするのでしょうか。新可燃ごみ処理施設の稼働費用は、年間どのくらいと見込んでいるのでしょうか。それを1市5町でどのような割合で負担をするのでしょうか。 また、南足柄市においては、整備事業費、稼働費用を、補助金、市債、一般会計等で、どのように手当をするのでしょうか。	負担割合については、1市5町で負担割合等の協議を行い確定する方針としており、本決定に基づいて支出を整理する方針としております。	C
11	廃熱利用に発電システムとCO ₂ 吸収に優れたモリンガ栽培を通年栽培したらより環境を意識した施設になるかと存じます。この場で詳細はお伝え致しませんが様々なスキームにてご提案できると思いますので先ず、ご相談させて頂けますと幸いです。	今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C

12	<p>①中井町、大井町、松田町のゴミ収集車の通過ルートについて 国道 246 号や県道 74 号(新大口橋)での渋滞を防ぎ、また山北町居住地(県道 721 号)の通過を極力避けるため、さらに足柄地区の一般交通利便性を改善する目的で、以下のルート設定を提案します。</p> <p>山北高校校舎の南側、尺里川と酒匂川の合流地点付近にある尺里川にかかる橋(南端:酒匂川寄り)から、酒匂川上流約 100m の位置に新たに橋を架けます。中井町、大井町、松田町からのゴミ収集車は山北町に入るまで酒匂川右岸(開成町側)の道路を利用し、新設する橋を渡った後、左岸道路を通って神奈川柑橘果工業(株)工場まで向かいます。その後、三菱ガス化学(株)工場北側の道路を整備し、短距離で運搬できるルートを活用してはどうでしょうか。</p>	<p>ごみ収集車両による渋滞緩和については、1市5町が連携して対策を講じるよう検討するものとし、頂いたご意見については、今後の参考にしてまいります。</p>	C
13	<p>②ゴミ発電の成果明示について ゴミ処理場施設が完成した後、そこで発電されたゴミ発電量を各市町村ごとの分割合で表示し、市町村のホームページなどで公表する仕組みを提案します。このようにすることで施設の意義や重要性を住民が認識しやすくなり、環境への貢献意識を高めることが期待されます。</p>	<p>環境啓発の一環として重要性があるご意見であるため、1市5町が協議し、施設完成までに啓発のあり方を検討いたします。</p>	B
14	<p>③避難所としての利用について 山北町岸地区は地理的に近接していることから、自然災害時には岸地区の避難所としての利用を検討してはどうでしょうか。地域防災の観点からも、施設の活用可能性を広げる意義があると考えます。</p>	<p>ご意見頂いたとおり、新可燃ごみ処理施設を地域防災の観点から避難場所としての利用することは、施設活用の可能性を広げる意義があると考えますので、避難所としての利用も考慮した施設計画としています。(施設整備基本計画 p 9-12 の表 9-2 の研修室の表をご参照願います。)</p>	B
15	<p>④ゴミ減量化の計画について 現在、燃えるゴミとして収集されている伐採木や草などについては、開成町のリサイクルセンターを活用し、他市町村分も含めて再生利用することで、ゴミの減量化を図ってはどうでしょうか。地域全体で効率的な資源利用を進めることで、環境負荷の軽減が期待されます。</p>	<p>ごみ処理の将来予測において、1市5町でのごみの減量や分別リサイクルの取り組みを考慮していますが、その中で、剪定枝等の資源化も含めています。</p>	C

16	<p>⑤ゴミ運搬ルートと想定台数について</p> <p>各市町村からのゴミ運搬ルートや運搬車両の想定台数に関する具体的な計画が現時点では示されていません。この計画がどのように進んでいるのか、早急に公表していただきたいと思います。</p>	<p>収集車両については、1市5町での収集経路は現状と変わりませんが、1市5町で収集した後は幹線道路を経由して新施設へ搬入したいと考えております。幹線道路における運搬車両台数等の影響については、生活環境影響調査結果において示しています。</p>	B
17	<p>地球規模で持続可能な社会を目指している今、自治体として可燃ごみを減らすための検討や十分な努力をしないまま、温暖化に悪影響がある大規模な可燃ごみ処理施設を建設することは、SDGsに反しないのか？と疑問に感じる。日本国内においても、自治体によっては、ゴミ削減に真剣に取り組んで成果を上げているところもある。稼働し続けるために相応の維持費かかる大型可燃ごみ処理施設建設の前に、なぜもっと時代に合ったゴミ削減の検討をしないのか？</p>	<p>ご指摘のとおり、可燃ごみを減量化しないまま施設を建設すると、施設規模が過大となることは十分認識しております。</p> <p>本計画における将来予測値は、ごみの減量化や分別リサイクルの取り組みを進めることを前提とした計画としており、過大な施設とならないよう計画しております。</p> <p>ごみ減量化等に関する啓発方法等については、今後1市5町が協働し、より良いあり方を模索いたします。</p>	B
18	<p>1市5町を対象とした広域可燃ごみ処理施設という大規模事業について、対象住民のほとんどが事前に十分な情報を提供されることなく、意見聴取されることなく、行政側で一方的に計画を進めている現状は、民主主義に反する深刻な問題であると感じる。</p>	<p>本事業は、これまで「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針」を令和3年4月に公表後、建設予定地への対応等進めてきました。</p> <p>皆様からのご理解をいただけるよう、頂いたご意見は、今後の各種施策展開の参考にしてまいります。</p>	C
19	<p>今回のパブリックコメントで公開されている「足柄上地区新可燃ごみ処理施設に係る施設整備基本計画」の100ページ以上にわたるドキュメントだけを読んで、どれほどの一般住民が的確に理解し、意見を述べることができるのか、非常に疑問である。</p>	<p>内容をご理解頂けるよう概要版(16ページ)を併せて作成し、ポイントとなる部分を明示しました。今後の各種施策展開においても、より分かりやすい資料の作成に努めるなど参考にしてまいります。</p>	C
20	<p>本来であれば、全ての対象自治体において住民説明会を開いて、一般住民に理解できる形で説明し、住民の意見を聴取すべき規模と内容の公共事業ではないか？</p>	<p>本事業は、これまで「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針」を令和3年4月に公表後、建設予定地への対応等進めてきました。</p> <p>皆様からのご理解をいただけるよう、頂いたご意見は、今後の各種施策展開の参考にしてまいります。</p>	C
21	<p>施設予定地に隣接する山北町岸地区住民に対して複数回にわたる「説明会」が開催されたが、説明会の内容は「もうこのように計画は決定しているから」という説明が中心で住民が意見や懸念を表明しても、まともに取り上げてもらえない一方的な</p>	<p>本事業は、これまで「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針」を令和3年4月に公表後、建設予定地への対応等進めてきました。</p> <p>皆様からのご理解をいただけるよう、頂いたご意見は、今後の各種施策展開の参</p>	C

	説明会であったことは残念としかいいようがない。	考にしてまいります。	
22	この基本計画の中では、1市5町のエリア内で、事業予定地がどのような理由で選定されたのかについての情報が一切ない。この選定理由の情報に関して、1市5町の住民に開示する責任は行政側にないのか？	1市5町の中で、候補地を選定し、候補地として適した具体的な評価項目を設定して評価付けを行い、結果として南足柄市清掃工場用地が最も望ましい候補地として1市5町で判断しております。	C
23	施設予定地は二つの川に挟まれた場所に位置し、ハザードマップで浸水想定区域に該当し、南側は土砂災害特別警戒区域に該当している。地球温暖化に伴う気候変動によって、「過去に起きたことがないレベル」の大雪や洪水が日本各地で多発している中で、このような危険な地理的条件の地で、1市5町全ての可燃ごみを処理するリスクは、適切に評価されているのか？ また、施設予定地にはゴミ収集車が川にかかる橋を渡らないと入れない構造になっているが、大雨による洪水で橋が倒壊するリスクの評価は十分にされているのか？	施設予定地は南足柄市清掃工場用地を計画しており、これまで自然災害による問題は発生しておりません。 ただし、ご指摘のとおり、過去に起きたことがないレベルの大雪や洪水が多発していることを踏まえ、施設建設に当たっては、十分な浸水対策を講じる計画としております。 なお、施設に隣接している岩流瀬橋については、国土交通省が定める点検要領に基づく点検結果により、健全性が確保できていることを確認しております。	B
24	本プロジェクトはゴミ処理の「広域化」を謳いながらも、南足柄市清掃工場用地が最終候補地と決定した平成27年（2015年）から一貫して立地行政区域である南足柄市内山地区住民に対する説得が先行し、対岸の山北町岸地区住民に対しては情報提供も対話の機会も完全に閉じられたまま8年間が経過した。その後、事実上決定した内容に対する岸地区住民の事後承諾を強いられるかのような「説明会」が開催され、5回をもって「住民が了解した」と解釈された一連の経緯は、「迷惑施設」とも呼ばれるゴミ処理場を生活圏に抱える関係住民に対する行政の姿勢として極めて前時代的で抑圧的と言わざるを得ない。 ・最終建設候補地が南足柄市内であり「行政区域が違う」「内山地区が解決するまでは内容を詳らかにできない」などの理由で、実際には内山集落より地理的に清掃工場に近い岸地区住民に対する説明会が開かれることなく、内山地区住民への説得だけが続いた。 ・内山地区住民への6回の説明会（説得会？）を経た7年後の令和4年（2022年）7	皆様からのご理解をいただけるよう、頂いたご意見を真摯に受け止めるとともに、今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C

	<p>月に「内山地区住民の一定の理解が得られた」と南足柄市長が判断したとされ、それから1年以上経過した令和5年（2023年）11月に第1回岸地区住民説明会が初めて開催された。</p> <ul style="list-style-type: none"> その後、令和6年10月まで岸地区において計5回の説明会が開催されたが、蓋を開けてみれば町長はじめ町側、協議会事務局から一貫して伝わってきたのは、「すでに内山は承諾している」「岸住民が反対なら山北町はやらないということになるが、選定結果を覆して建設候補地が変更することはない」「山北町だけ抜けるのは無理」 <p>「山北町だけでゴミ処理場を維持する事は不可能」・・といったメッセージであり要するに【立地自治会である内山は了解して、もう決まったことだから岸地区の住民は飲むしかない】【反対しても仕方ない】と住民を黙らせる事を目的としたものだったと感じざるを得ない。その結果、回を追うごとに岸地区住民からの質問や発言は徐々に減り、5回目の説明会をもって「住民の一定の理解が得られた」と副町長が宣言してコミュニケーションは閉じられた。</p> <p>しかし、それは「理解」とは程遠い、諦めの結果の沈黙に他ならない。最終建設候補地に隣接する山北町岸地区に生活する者として、これまでの進め方、候補地選定の方法・基準、住民への情報提供と対話の姿勢の欠如など、全ての点において「理解」も「納得」も出来るものではない。</p> <p>今回、ようやくパブリックコメント募集という段階に至ったわけだが、その周知方法も「積極的に町民に知らしめたい」「理解した上の意見が聞きたい」という想いや努力は町側からは全く感じられず失望を重ねる結果となった。今後は町議会も議論に参画することから、多少は情報開示が進むかもしれないと微かな期待を持つが、町側も住民に対する対応を改善するよう意見書の一部として書き添える。</p>		
25	<h4>4.5 施設規模</h4> <p>新施設稼働開始時期を令和11年と設定しつつ、焼却対象ごみの排出量の将来予測が令和12年までというのは施設規模の設定根拠としては不十分ではないか？日本全体で</p>	<p>ご質問頂いた将来予測については、令和17年度までのごみ量推計を行っており、施設整備基本計画 p4-6 の表4-5に示す傾向で継続した減少傾向と予測しております。本地域の人口についても、ご指</p>	B

	<p>人口減少が予測され、中でも山北町を含む「本地区」の人口減少規模は著しいと考えるのが現実的。最もごみ排出量の大きなスタート時期に規模を合わせるという事は、将来的にその規模に見合う対象ゴミの量が次第に減少する事を意味する。</p> <p>循環型社会、環境問題への配慮という見地からは、焼却ゴミの量が減少する事は望ましい事である一方で、建設してしまった施設を効率的に稼働するために「焼却ごみをかき集める」事にインセンティブが働くとすれば本末転倒も甚だしい。想定されている稼働年数と人口減少の未来を考える時、真に基準とすべき対象ゴミの量とそれに見合った施設規模と、本計画に示されている規模には大きな乖離があるのではないかと危惧を抱く。</p>	<p>摘のとおり減少傾向として予測しております。</p> <p>施設規模についても、最も排出量が多い時期で設定しており、将来的に施設規模に対する処理対象物の量が減少するというご指摘は、そのとおりとなります。</p> <p>ただし、他都市では、災害ごみ量を施設規模に別途追加し、余力を持たせた施設として整備されている事例もありますが、本計画では、災害ごみの処理は「稼働日延長」で対応する方針としております。ごみ減量化や資源化が進めば、施設の負荷が軽減されるため、施設の延命化にも寄与するとともに、災害ごみを早期に処理できる余力となると考えています。ご意見を頂いたような施設運営のためにごみを集めることを考慮した計画とはしておりません。</p>	
26	<h4>4.6 災害廃棄物の処理</h4> <p>発生確率が高く切迫性が最も高い自然災害として唯一「神奈川県西部地震」を想定しているが、近年の急速な地球温暖化に伴い全国で発生している「これまで経験したことのない」ような極端な降雨による洪水や土砂災害の可能性については一切触れられていない。事業予定地はハザードマップで浸水想定区域に該当し、南側は土砂災害特別警戒区域に該当している。</p> <p>また富士山ハザードマップでも溶岩流の可能性マップに該当している。このような用地が、10年以上前に行われた第二次選定で第一候補として選ばれた経緯自体に大きな疑問があるが、さらにその後の10年で洪水や土砂災害の危険性は増大していると考えるべき。周囲を川に囲まれた実質「中州」と言ってもおかしくないこの立地が、いくらかの対策を施してまで1市5町の「災害廃棄物の処理施設」として選択されるべき候補地とは考えにくい。（➡ 9. 1 用地造成計画、9. 4 災害対策にも関連する意見）</p>	<p>ご指摘頂いた極端な降雨による洪水での災害時の水害ごみは、河川等に近い居住区など発生個所が局所的であることに對し、大規模な地震では被害が広範囲渡り、災害ごみの発生量も膨大となります。</p> <p>そのため、本計画では発生確率が高く、切迫性が最も高い「神奈川県西部地震」を想定して施設規模の妥当性を検討しております。</p> <p>ご指摘のとおり、「これまで経験したことのない」レベルの大雪や洪水が全国的に多発していることを踏まえ、施設建設に当たっては、十分な浸水対策を講じる計画としております。</p>	B
27	<h4>7 エネルギー回収・利用計画</h4> <p>燃やすから熱が出る、出た熱を無駄にしないために回収して、現時点では近隣に存在しない場外施設の利用（建設？？）まで想定して「有効活用する」ことが、本質的</p>	<p>ごみの処理量の将来予測において、1市5町でのごみ減量化や分別リサイクルの取り組みを考慮しています。</p> <p>その上で、熱利用に関して計画では、最大限の発電を行い、場内利用はもとより</p>	B

	<p>に『エコ』なのか？大元に立ち返って、ゴミの量を減らす努力に対する視点が完全に欠落していることを嘆かざるを得ない。我が家は2年前に山北町に移住する前に住んでいた開成町の助成を利用して「キエ一口」という生ごみコンポストを10年以上利用しており、生ごみを燃えるゴミとして出すことは一切ない。水分を多量に含む生ごみを燃やす為に消費される燃料の無駄を削減することこそ、まずは目指すべき方向性ではないのか？「そんな面倒な事を住民がやるはずがない」と考えているのであれば、それは行政の環境問題に対する危機感と想像力の欠如でしかない。たとえ住民の30～40%が何らかの生ごみ削減努力を行ったとすれば、そもそも「回収」して「有効活用」に使う税金を削減する事ができるのではないか？ </p>	売電を行う方針としています。	
28	<p>8.7.4 煙突</p> <p>煙突の高さについて、航空法の制限があることは承知しているが、ここで言う「高さ」とは施設用地における高さであって、対岸に暮らす山北町湯坂地区の家屋にとつての高さとは異なる。上空高く排気すれば拡散するという発想は、施設立地より高所に暮らす近隣住民の住民感情とは大きな乖離があることを指摘しておきたい。</p>	<p>煙突から排出される排ガスについては、ダイオキシン類対策特別措置法などの法令基準よりも厳しい公害防止基準値を設定し、できるだけ周辺環境への影響を減らす計画としています。</p> <p>また、生活環境影響調査では、地形も考慮した分析を実施しましたが、環境基準を十分満足する結果となっています。</p>	B
29	<p>広域化に伴う環境マイレージの増加と費用負担</p> <p>1市5町の広い地域から1日109台の車両が新施設まで毎日運行する事によるエネルギー消費と環境負荷についての見解を聞いてみたい。</p> <p>また、各自治体からどのような経路で車両が運行される計画なのか？周辺住民への説明はいつ行われるのか？その経済的な負担は各自治体が負うのか？それとも何がしかのシステムを元に1市5町で分担するのか？施設を建設する計画だけが先行していて、これらの重要な問題点について、どの程度の議論が行われ、何が決まっていて、何が決まっていないのか、各市町の議会と住民に対して情報を開示すべきと考える。</p>	<p>ごみ収集車量の運搬経路などは、1市5町で検討中です。</p> <p>今後の各種施策展開の参考にしてまいります。</p>	C
30	<p>南足柄清掃工場の解体工事</p> <p>今後の事業計画において「建設」については時系列で示されているが（11事業工</p>	<p>現在、解体期間中の可燃ごみ処理について検討しています。</p> <p>また、土壤汚染調査等必要な対応につ</p>	C

	程）、現在稼働している南足柄清掃工場を解体している期間の可燃ごみの処理について記載がない。建物の解体作業のみならず、用地土壤の汚染の有無などを確認する作業などを含め、どのような作業をどの程度の期間で完了する想定なのか示るべきと考える。	いても実施していきます。 今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	
31	西部環境センターと大井美化センターの今後と費用負担 広域化に伴い使用されなくなる足柄西部環境センターと大井美化センターの扱いについて全く説明がないが、どのような構想があり、議論はされているのであろうか？先に挙げた南足柄清掃工場の解体費用も含めて、1市5町でどのような費用負担とするのか、新しい施設の建設計画と共に示されるべきと考える。	1市5町では両センターの今後の扱いや解体等に係る費用負担について検討しています。 今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
32	2100年迄の中長期計画の検討が必要です。最終処分場の延命化の管理計画が必要です。	今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
33	既設の都市ごみ処理施設の解体工事の立案で、石綿アスベストの特別管理産業廃棄物の処理計画の立案が必要です。	解体工事においては、アスベスト飛散防止対策や特別管理産業廃棄物としての適正処理など計画に定め、適切に実施します。 今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
34	周辺地域の森林火災予防に必要な植樹の品種をゲノム解析結果に基づき選定作成し計画的に植林緑地化の実施が必要です。	今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
35	煙突排気ガス中の二酸化炭素の回収とリサイクル利用や貯留の計画が必要です。	二酸化炭素の回収技術については、現在注目されている技術ではありますが、回収後の利用先の確保や現段階では国の補助金が得られないなどのデメリットがあるため、本計画には組込んでおりません。	B
36	都市ごみの収集車の燃料は、水素燃料自動車や電気自動車の計画が必要です。	計画では、最大限の発電を行う方針としており、電気自動車への充電設備も検討しています。 今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
37	広域の都市ごみ収集車の道路渋滞予防で、地域毎に収集日を曜日分割し都市ごみ収集曜日の設定が必要です。	1市5町が連携して渋滞緩和等の対策を講じていきます。 今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
38	広域の都市ごみ収集車が走行する道路の設定が必要です。	現在、ごみ収集車両の運搬経路は1市5町で検討中です。	C

		今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	
39	都市ごみ焼却処理の余熱利用で、発電量を増加し発電電力の売却で、収益増加の検討が必要です。	熱利用に関しては、本計画では最大限の発電を行い、場内利用はもとより売電を行う方針としており、施設の維持管理費の縮減を行います。	B
40	都市ごみ焼却炉の数は3炉構成とし、内1炉は点検保守スタンバイ、内2炉を稼働する。万が一、稼働2炉の内、1炉が異常停止しても残り1炉は稼働継続が必要です。	炉数により、建設コスト、工期、売電収入などに関するメリット・デメリットがあります。今回の施設整備基本計画（素案）では、安定して処理が行えるよう検討していきます。	B
41	都市ごみ焼却炉は、365日24時間稼働可能な施設運用が必要です。	一般的に焼却施設は、安定的な処理を継続するため、一定のメンテナンスを行う必要があります。そのため365日の運転は想定しておりません。	C
42	触媒脱硝設備SCRの触媒は、水洗再生が可能です。	水洗再生の技術については承知しておりますが、触媒脱硝、無触媒脱硝にはそれぞれメリット、デメリットがあります。今回の施設整備基本計画（素案）では、安定して処理が行えるよう検討していきます。	B
43	p. 1-1 経緯広域処理について、なぜこの地域で必要なのかを示してほしいです。「ごみ処理広域化の必要性や今後の課題等に関する検討を行ってきた」とありますが、広域化した際のメリット・デメリットは何でしょうか。環境省の平成31年の通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」では、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から100t/日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすることと示されています。人口減少が予測される足柄上地区において、エネルギー利活用（環境配慮）の観点から考えれば、この地域においては広域処理をすることにメリットは少ないようになります。広域処理を前向きに検討してきた経過があるのなら、どのような議論を経て広域化することを決めたのか、示してほしいと思います。	広域処理に関しては、神奈川県がごみ処理広域化・集約化計画を策定しており、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の1市5町が「県西 南足柄・足柄上」ブロックとして区割りされております。 また、本地域では「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針」をパブリックコメントの手続きを経て、広域化を進めています。 なお、広域処理により、連続運転による排ガスのダイオキシン対策はもとより、既存の3つの焼却施設を個々に建替えた場合に比べ、建設費を低減できることや、それぞれの施設で発生している人件費・用役費・補修費などが縮減され、発電による温室効果ガスの排出量の削減も期待できると考えております。	B
44	p. 2-1 施設整備基本方針の役割 3Rの文言がどこにもないですが、どのように考えているのかお示しください。環境に配慮した施設と基本方針はうたっていますが、未来のゴミ処理において3Rは	本計画の策定にあたっては、1市5町による3Rの取り組みを進めることを前提としています。 本計画のごみ排出量の将来予測においては、1市5町でのごみ減量化と分別リ	B

	基本となってくると思います。基本方針の具体化として、方針のどこかに文言を加えるべきではないでしょうか。	サイクルの取り組みを考慮して算定しております。	
45	p. 3-1 事業予定地の位置 内山が候補地となった明確な理由を示すべきだと考えます。かつては内山の住民から「この地域にゴミ処理場を作るべきでない」という意見があり、なかなか計画が進まなかつたと認識しています。 また現在は、山北の岸地区から疑問の声が上がっています。住民説明会では内山に対する評価が点数化された資料が配られたようですが、その資料も広域化の話が出始めた当初の評価（10年以上前）のものだと聞きました。場所に対する住民の納得が得られていない状況であるなら、きちんと根拠を明文化して、住民の納得を得るべきだと考えます。	建設予定地及び隣接地の住民に対して施設整備事業の説明等を行い一定のご理解を得たと認識しております。 皆様からのご理解をいただけるよう、頂いたご意見は、今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
46	p. 3-8 3.3 施設の立地に関する規制等 環境省は「ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること」としていますが、本計画では80t/日となっています。環境配慮の視点から、一日80t規模の焼却としている点をどのようにお考えでしょうか。	ご質問頂いた内容のうち、エネルギー回収技術については、技術開発が進んでおり、焼却処理に伴う廃熱を利用した最近の事例では、100 t / 日以下でも場内の利用はもとより、売電も可能となっております。そのため、あえて施設規模を大きくせずとも、エネルギー利活用が可能となる施設規模の設定しております。	B
47	p. 4-2 4. 1. 2 既存のごみ焼却施設の現状 ここでの記述を見ると、各焼却施設の老朽化や維持管理を含めた財政負担への懸念が示されています。広域ごみ焼却施設を設置する主な理由は、将来的な財政負担を減らすためということでしょうか。今回の広域化以外の手段を仮にとった場合のコストの比較や、環境負荷の違いなどは考慮されたのでしょうか。	新可燃ごみ処理施設を整備する主な理由としては、ご認識のとおりとなります。 なお、今回集約化する3つの焼却施設をそれぞれ建て替えた場合とのコスト比較等を実施し、メリットがあると考えております。	B

48	<p>p. 4-17 4.4 処理方式に関する事項</p> <p>処理方式については、表の「概要」を見ると、最も負担なく実行できそうな処理方法を採用したように見受けられました。環境負荷を低減することを考えれば、たとえ生ごみの分別が必要になったとしても、堆肥化などを考える必要があるのではないかでしょうか。ごみ処理場は一度作ればその後数十年間使うものです。今から数十年後は、現在よりもっと環境負荷を低減することが当たり前の世の中になっているのではないかでしょうか。処理方式が焼却のみという点は残念に思います。評価の○△?も、どのような視点からそのような評価に至ったのかよく分かりません。評価の基準や根拠を示してほしいと思います。</p> <p>また、処理方式を決定する際に住民の意見が反映されていないことが残念です。いまからでも、住民アンケートなど進めるべきではないでしょうか。</p>	<p>今回のごみ排出量の将来予測は、1市5町でのごみの減量化と分別リサイクルの取り組みを考慮したものとなっております。</p>	B
49	<p>p. 9-1 9.1.1 用地造成計画</p> <p>「事業予定地全体が、現況地盤に対する浸水想定区域の「外水氾濫区域 3~5m未満」の「氾濫流」、河川一部浸食」に該当しています」という一文に、不安を覚えます。これからは想定外の災害が頻発する時代になると考えますが、リスク評価などはされたのでしょうか。</p> <p>また、万が一災害によって処理場がストップした場合、一市五町のごみ処理がストップすることになります。これらのリスクを考えても、広域処理を行うことや内山に建設するメリットはあるのでしょうか。さらに、浸水対策等を行うのであればその分のコスト増が予測されます。経済的な観点からは、内山に建設することについて、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>施設予定地は現有施設である南足柄市清掃工場の跡地を計画しており、これまで自然災害による問題は発生しておりません。</p> <p>ただし、ご指摘のとおり、想定外の災害が発生する可能性はあるため、施設建設に当たっては、十分な浸水対策を講じる計画としております。</p> <p>候補地選定にあたっては、経済性のみでなく様々な観点から総合的に評価して、本予定地を選定しています。</p>	B
50	<p>南足柄市の焼却施設が古くなったから建替えるということは理解するものの、なぜ今まで南足柄市だけでやっていたことが、足柄上全体も含むことになったのか？他の町が今の施設で困っている情報はないと思うが？</p>	<p>質問 No43 でご回答した経緯により、ごみ処理の広域化を推進しております。</p>	B
51	<p>エコループの時もそうだったが、他地域のごみを運んでくる運送のエネルギーの無駄とそれに伴う危険があるのではないか？</p>	<p>今後の各種施策展開の参考にしてまいります。</p>	C

52	そもそもごみ 자체を減らすことが重要課題である。いらないものは何でも燃やしてしまえば良いというものではない。	今回のごみ排出量の将来予測では、1市5町でのごみの減量化や分別リサイクルの取り組みを考慮したものとなっております。 今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
53	ごみ処理は身边にあることで住民たちが意識を我がこととして持つ。他地域に出て感じられなくなるとごみ減量などへの意識が低くなる。	今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
54	焼却場（可燃ごみ処理施設）は南足柄市ののみの問題とし、他の地域の処理施設に問題が生じた時に改めて考えるのが良いと思う。	今後の各種施策展開の参考にしてまいります。 なお、ごみ処理広域化の経緯については、質問 No (43) でご回答させて頂いたとおりとなります。	C
55	平成10年の神奈川県ごみ処理広域化計画にも目を通しました。 広域化を目指す背景として、リサイクルの推進、焼却ごみ量の削減が挙げられているわけですから、本計画で建設を予定しているごみ処理施設に焼却しかできない施設の他により具体的で明確な「サステナブル」な施設が含まれていないことが残念です。 分別による資源化を可能にする設備や体制を同時進行で整えるべきです。 ダイオキシン発生量削減のために必要な全連続式焼却炉は最低規模として、そこへ運び込まれる焼却ごみを、各市町において分別、乾燥、破碎などにより見合った量まで減量すると良いと思います。そういう取り組みを、むしろ先に強化すべきです。 中井町に住んで5年以上経ちますが、そういうった啓発とかは全然無いですよね。（家庭でのごみ処理に対する補助も電動は対象外、上限1万円でしかも地域通貨） こういうものはスポンサー（住民）の意向に沿って計画してほしいです。どこかの専門家風の人に言われるがままになってしませんか？ わざわざ危ないところに建設を予定していることもどうかなと思います。	今回のごみ排出量の将来予測では、1市5町でのごみの減量化や分別リサイクルの取り組みを考慮したものとなっております。 今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
56	2 施設整備基本方針 ①安心・安全な処理を行う施設について 処理フローの詳細、特に排ガス除去、温度制御、煙突から排出する時の拡散と煙突の高さ等が記載されていないが、今後の建	要求水準書（仕様書）には、本施設整備に関して重要な要素となる公害防止基準、安定運転などを含めた事項を示す方針としております。 なお、煙突の高さについては、p8-25 に	B

	設入札の際に要求水準で示されるのでしょうか。	59mと記載しております。排ガスの拡散などについては、この煙突の高さを用いて別途実施した生活環境影響調査結果において、予測評価を行っております。	
57	焼却方式がストーカだけ示されているのは説明が不十分で安心・安全な処理を行うことの理解に繋がらない。	<p>ストーカ方式は、処理技術が確立されているため、公害防止基準への対応などの面で安全な処理方式であり、かつ施設の運転管理が他の処理方式より容易であるため安定した処理が可能な技術となっています。</p> <p>そのため、令和4年度の環境省調査資料では全国1,038施設中754施設が本方式を採用されており、令和元年度から令和5年度までの発注実績も79件（参考：流動床2件、ガス化溶融炉3件）と導入実績が多くなっています。</p> <p>また、本処理方式であれば施設を整備できるプラントメーカーは多くなるため、競争性の確保も考慮しております。</p>	B
58	基本方針③発生するエネルギーを効率的に活用とありますが、日量80トンの処理で発電は安定的な供給が可能でしょうか。場内で使用する以外に売電の考えはないでしょうか。	エネルギー回収技術については、技術開発が進んでおり、焼却処理に伴う廃熱を利用した最近の事例では、100t/日以下でも場内利用はもとより、売電も可能となっております。そのため、本計画ではご指摘頂いた売電も行う計画としております。	B
59	基本方針④の周辺環境との調和は大切で建物や煙突のデザインには配慮は必要だと思います。	新可燃ごみ処理施設は、周辺の田園・里山の景観に調和する外観とともに、環境保全を積極的に推進するための施設であることをイメージできる、清潔感のある施設デザインとなるように配慮していきたいと考えております。	B
60	基本方針⑤の建設費についてPFIも検討されたと思いますが、運営等民間に委託する自治体が多い中で委託先や運営費用の選択は重要事項です。安心・安全な処理に繋がる問題なので慎重にすることを願います。	PFI等導入可能性調査を実施しDBO方式にメリットがあることを確認しております。	B
61	3 事業予定地について 敷地面積が約8,000m ² で現在の施設を使用しながらの建設はかなり無理があるような気がする。現施設を解体してから建設かと考えるが、一時的に他の施設での処理をするということでしょうか。例えば足柄東部処理場等へ処理を依頼するということでしょうか。その場合その旨の説明は十分に	<p>ご指摘のとおり、現有施設（南足柄市清掃工場）を稼働させながらの建て替えはできませんので、現有施設を解体した跡地に新可燃ごみ処理施設の整備を計画しております。</p> <p>なお、整備期間中のごみの受け入れ先については、大井美化センター及び足柄西部環境センターを含め検討を進めています。</p>	C

	する必要があると思います。	ます。受け入れの際には、地元へ説明をしてまいりたいと考えております。	
62	4 施設整備に関する基本条件について 施設整備後のごみ処理の流れのうち最終処分が民間施設で資源化となるが具体的に焼却灰や飛灰の適正処理（具体的にセメント化や路盤材等）がなされるかどうかは重要です。どんな形で確認するのか記述してほしい。（焼却灰や飛灰の成分が溶出すると環境汚染を引き起こす）	焼却灰等については民間事業者において様々な資源化技術が導入されており、かつ資源化物の再利用の販路なども確保されていることから、こうしたルートを活用して資源化を進めたいと考えております。	B
63	4 処理方式について 処理方式はストーカ方式で2炉構成とのことですが、メンテナンスのことを考えれば適切な判断だと思います。 また、イメージ図は焼却部分のみの表示なので排ガス処理や温度制御、大気への排出の流れが説明不足です。概要をイメージ図で示してほしい。	新可燃ごみ処理施設の処理に関する標準的な処理フローは、本編のp 8-1に示しており、p 8-11からp 8-18に排ガス処理の考え方を記載しております。	B
64	5 公害防止計画について 排水についてプラント排水は無放流と記載されているが、工場内で排水（洗煙装置）として出た中に水銀やクロムなど有害物質も含まれるのでキレート処理をするのでしょうか。建設費用を算定する場合、経費として入れるのであれば表示することが必要だと思います。	プラント排水については、施設内に設置する排水処理装置で処理した上で、炉内や減温塔などに吹き込み再利用する方針としています。そのため、ご指摘頂いた排水処理設備では再利用できる水質となる適切な設備を設けることとしており、本設備費用は建設費に組み込んでおります。	B
65	6 焼却残渣の処理について 焼却残さは民間の事業者に委託とありますが、資源化が適正にされているかどうかは確認の必要がある。資源化物の使用先等定期的な報告を求めるのも大切だと思います。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、資源化の委託をする場合は、再生の実施状況を年1回実地で確認することとさせております。	B
66	7 エネルギー回収・利用計画 場内利用や発電等に利用以外に余力があれば、周辺への還元も検討することが必要かと思います。地元の人たちの要望もヒヤリングしてみたらどうでしょうか。	施設周辺での余熱利用についても検討していきます。	B
67	9.3 景観への配慮について 建築物の外観や煙突は周辺との調和を考えたデザインとし、親しみやすく環境問題を考えるきっかけになるような建物にしてほしい。地域のランドマークとなるシンボル的な場所を目指してほしい。	新可燃ごみ処理施設のデザイン等については、質問 No (59) でご回答した内容に配慮して整備を進めることを考えております。	B

68	<p>10 環境学習機能について ごみ処理の歴史、ごみと伝染病との関係、日本の環境衛生の取り組みの歴史等、先人が苦労したこと（ごみ処理施設建設反対運動も）をきっかけに一人一人がなすべきことを考える学習機能を備えることが望ましい。</p> <p>環境報告書の定期発行をして環境に配慮した施設であることをアピールする。</p>	新可燃ごみ処理施設は環境啓発に資する施設となるように努めてまいります。	B
69	<p>11 事業工程について 今回のパブリックコメントを集約して、工事に取り掛かるのが令和7年予定となっているが、資材の調達や人材の確保には時間と費用がかかるものと思います。各自治体ではその間に分別の徹底やごみ減量の取り組みをしながら新工場の建設を自分事にしてほしいと思います。</p>	ごみ処理量の将来予測において、1市5町でのごみ減量化や分別リサイクルの取り組みを考慮しており、施設の建設に合わせて啓発に努めています。	B
70	<p>12 概算事業費について 工事発注が令和7年になるのですが、資材や人件費の値上がりで工事着手が遅れると経費はさらに上乗せとなる。200億円近い経費はどの自治体も厳しい分担になると思います。円滑な事業着手で経費抑止を心がけてほしいと願っています。</p>	基本方針5に記載のとおり、経済性の優れた施設となるよう努めてまいります。	B
71	<p>頁4.1 処理対象区域 処理対象区域が一市五町になるとことですが、ごみ袋は共通にせず、それぞれの自治体のものにしていただきたい。共通にすると、ごみが発生したところと違う自治体のごみ収集場所に、ごみを放置していくという違反行為が生じやすくなります。現在、大井町、中井町、松田町で共通のごみ袋ですが、通勤途中などに他町に置いていく行為がよくあり、困っています。</p>	今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C
72	<p>13 頁9.1 土地造成計画8行目 事業予定地は浸水氾濫区域として、問題があるようですが、それに対して、「……こうした点に配慮した浸水対策が可能となる用地造成計画とします」とありますが、ごみ処理施設が浸水を受けるなどで機能不能とならないように、十分な計画をお願いします。最近、川口市の処理場が火災でごみ収集が一時停止になったと報じられました。川口市の場合は焼却場がもう一つあつたようですが、足柄上地区の場合、集約しているからこそそのリスクがあります。</p>	<p>施設予定地は現有施設である南足柄市清掃工場用地を計画しており、これまで自然災害による問題は発生しておりません。</p> <p>ただし、ご指摘のとおり、想定外の災害が発生する可能性はあるため、施設建設に当たっては、十分な浸水対策を講じる計画としております。</p> <p>既存の施設につきましては、老朽化も進んでいることから、解体を想定しております。</p>	B

	現在のごみ焼却場を、もし可能なら残して、いざという時の代替施設することはできないでしょうか。ご検討ください。		
73	<p>全体として</p> <p>今回の施設は、ごみを燃やす施設建設の計画ですが、同時に、ごみを減らすことも大切なこと思います。開成町、大井町では、剪定枝や木の葉の分別収集が行われています。一市五町で燃えるごみの処理が行われるのなら、剪定枝や木の葉に関しても、等しく分別収集ができるように配慮していただきたいです。</p>	<p>今回のごみ排出量の将来予測では、1市5町のごみ減量化や分別リサイクルの取り組みを考慮したものとなっており、ご指摘の剪定枝等も含めております。</p> <p>今後の各種施策展開の参考にしてまいります。</p>	C
74	<p>事業予定地がハザードマップで浸水想定区域に該当し、南側は土砂災害特別警戒区域に該当している。</p> <p>また、富士山ハザードマップでも溶岩流の可能性マップに該当しているが、「対策を視野に入れる」とは具体的にどうするのか。</p>	<p>浸水対策は電気設備を2階以上に設置すること、土砂災害に該当している範囲を極力避けた施設配置とすることを考えています。</p> <p>また、溶岩流については事業予定地に到達するリスクが低いため、万が一到達した場合は、施設を安全に停止し、2次災害の発生防止に努めるものとします。</p>	B
75	基本計画素案の3-17ページの表3-3中で、「東海地震」の発生確率の欄が「南海トラフ巨大地震」と全く同じ内容のは、ミスではないか?	本記載内容は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」(平成27年3月)において報告されておりますので、本内容のとおりとなります。	B
76	4-9ページの「計画ごみ質」の中で、「高質ごみ」「基準ごみ」「低質ごみ」はそれぞれ具体的にどういうものを指すのか?	<p>「高質ごみ」「基準ごみ」「低質ごみ」については、4-9ページに示した表の下に注釈を示しておりますが、燃えやすいごみが多い場合と燃えにくいごみが多い場合でも、安定的にごみを処理できる施設を設計するための指標の一つとなります。</p> <p>例えば、高質ごみは、焼却炉の容積や排ガス処理設備の処理能力などを設計する際に必要な情報、基準ごみは基本設計値として必要な情報、低質ごみは炉内温度を維持するための助燃材投入設備などの設計に必要な情報となります。</p>	B
77	「厨芥類」については、「燃やすごみ」なのか?なぜ真剣に生ゴミを減量する方策を検討しないのか?たとえ協力家庭が半数だったとしても、生ゴミ堆肥化も行って、少しでも燃やすごみの量を減らすことが、温暖化防止でもあり、また栄養分を土に戻す本当の循環型社会だと思う。	生ごみの減量については、1市5町において段ボールコンポスト、生ごみ処理器購入補助などの施策を実施しておりますが、今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C

78	6-1 ページの焼却残渣処理で、「焼成処理を中心とした資源化」とは具体的にどういう方法なのか？	焼却残渣を高温で加熱・焼成することにより、焼却残渣中の重金属などの有害物質を無害化し、リサイクル可能な資材に生まれ変わらせる資源化技術の一つであり、主に路盤材の原料として有効利用されています。	C
79	熱エネルギー回収で発電することが循環型社会と言えるのか？燃やすことで出てしまう熱を使って湯を沸かしているのだと理解するが、発電をするためにある程度のごみを燃やさなくてはいけなくなるのではないか？	<p>これまでの焼却施設は、ご指摘のとおりごみを燃やして得られた熱を場内給湯に利用する程度でしたが、近年では廃熱のエネルギーを回収する技術が向上し、小規模施設でも発電が行えるようになっています。</p> <p>本施設では、これまで活用されていなかった廃熱のエネルギーを最大限に回収し、これを発電に利用することで、施設で使用する電力量を貢献することを考えております。あわせて、余剰電力が発生した場合は売電することで財政負担の軽減に寄与できる施設整備を行う方針としております。あくまでごみの減量化を進めたうえで、なお、有効に熱利用をするための発電を行う者であることをご理解願います。</p>	C
80	概算事業費は幅が大きいが、類似のクリーンセンターいづで約 105 億 6000 万。それをはるかに上回るのは何故か？ また財源内訳はどのようになるのか？	<p>ご指摘のクリーンセンターいづの事例については、令和元年度に事業者が選定されており、事業費もこの段階での費用となっております。</p> <p>一方で、コロナウイルス感染症を契機に資材不足や物価の高騰がつづいており、かつ国が推進する働き方改革により、労働環境の質の向上、長時間労働の是正などの労働環境が改善されたことから適切な労働時間を踏まえた工事期間を確保する必要があるなど、近年の社会情勢が大きく変動しています。そのため、こうした社会情勢の影響を受け概算事業費が増加しております。</p> <p>財源内訳等については、1市5町で費用負担について検討しています。</p>	C
81	運営での構成市町の負担については、「人口割」だけに頼るのではなく「重量割」を取り入れて、各市町のごみ減量の取り組みにインセンティブをつけるべきだと思う。	1市5町で費用負担について検討しておりますが、頂いたご意見は、今後の各種施策展開の参考にしてまいります。	C